

別表1（第4条関係）

小規模工事等の種類及び例示

番号	工事の種類	工事の例示
1	土木一式工事	道路・下水道などの修繕工事
2	建築工事一式	建物の修繕工事で工事の種類が複数に及ぶもの
3	大工工事	大工工事，型枠工事，造作工事等
4	左官工事	左官工事，モルタル工事，吹付け工事等
5	とび・土工・コンクリート工事	とび工事，足場等仮設工事，コンクリート工事，ネットフェンス工事等
6	石工事	石積み工事等
7	屋根工事	屋根ふき工事等
8	電気工事	送配電設備工事，構内電気設備工事，照明設備工事
9	管工事	空調設備工事，給排水・給湯設備工事，厨房設備工事，衛生設備工事，浄化槽工事，ガス管配管工事，ダクト工事等
10	タイル・レンガ・ブロック工事	コンクリートブロック積み工事，れんが積み工事，タイル張り工事等
11	鋼構造物工事	鉄骨工事，石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事
12	鉄筋工事	鉄筋加工汲みたて工事等
13	板金工事	板金加工取付け工事等
14	ガラス工事	ガラス加工取付け工事等
15	塗装工事	塗装工事等
16	防水工事	アスファルト防水工事，モルタル防水工事，シーリング工事，シート防水工事等
17	内装仕上工事	天井仕上げ工事，壁張り工事，内装間仕切り工事，床仕上げ工事，たたみ工事，ふすま工事，カーテンブラインド工事等
18	機械器具設置工事	各施設機械器具設備工事
19	電気通信工事	電気通信路線設備工事，電気通信機械設置工事，放送機械設備工事等
20	造園工事	植栽工事，公園設備工事，園路工事及び樹木剪定，草刈業務等
21	建具工事	サッシ工事，シャッター工事，金属製・木製建具工事等
22	消防施設工事	火災報知設備工事等
23	その他工事	上記にあてはまらない工事

守谷市指定給水装置工事事業者が施工する給水装置工事，及び守谷市排水設備指定工事店が施工する汚水桝設置工事は除く。

別表2（第11条関係）
業者選定基準

小規模修繕の予定価格	30万円未満	30万円以上130万円未満
選 定 基 準	登録者から選定	登録者及び入札参加資格者から選定